

「謝金の標準支払基準」の改定について

令和6年3月5日
各府省等申合せ

令和5年4月1日から一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の支給限度額及び人事院規則9-1（非常勤職員の給与）第2条の「あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす額」が引き上げられたことに伴い、令和6年4月1日から適用される手当額を反映した「謝金の標準支払基準」（平成21年7月1日各府省等申合せ）を別紙のとおり改定する。